

## G20観光大臣会合に向け高級実務者級会合を開催 シンポジウムで「持続可能な観光」について議論

倶知安町では10月25日(金)・26日(土)にG20観光大臣会合の開催が決定しています。それに先立ち、5月24日(金)には、10月の参加国による高級実務者級会合が、町内のゴルフ場の施設などで開催され、関係者ら約60名が出席しました。

**歓迎レセプション**  
会合前日の5月23日(木)、参加者への歓迎行事として、町内宿泊施設内のレストランを会場にして歓迎レセプション(主催:G20観光大臣会合実行委員会(会長:鈴木直道知事))が開かれました。

レセプション参加者は、くっちゃん羊蹄太鼓保存会鼓流Jrの太鼓の演奏によるお出迎えで会場入りし、(有)二世古酒造の大吟醸の他、倶知安産のじゃがいもやアスパラなど地元食材を使用した料理などを味わいながら、参加者同士、親交を深めました。

**高級実務者級会合**  
翌24日(金)の高級実務者級会合では、会場入り口などに倶知安農業高校提供の花が飾られ、会合の冒頭の様子を倶知安高校の生徒8名が見学するなど、倶知安町で初と

なる国際会議の開催に地元高校生らも大いに関わりを持つこととなりました。

**国際シンポジウム**  
同日午後からは『持続可能な観光による地方創生国際シンポジウム』が町文化福祉センターで開催され、会合の出席者など約600名が参加しました。

開会のあいさつで文字町長は、「地域に暮らす住民が誇りに思えるリゾート地を育むことが『持続可能な観光の実現』につながる」と話し、その後のパネルディスカッションでは(株)ニセコアドベントチャーセクター代表取締役のロス・フィンドレー氏らをパネリストに迎え、地域の自然や文化を生かした観光地域づくりについて、『住んでよし、訪れてよしの地域づくり』の観点から、具体的な取り組みについて議論が行われました。

**町ではさまざまなおもてなしを**  
この会合の開催に際し、倶知安町G20観光大臣会合推進町民会議(会長:文字一志町長)は地元特産品のお土産や、会合休憩時のおもてなしを

菓子の提供など、積極的に地元産品のPR活動を行いました。また、会合出席者の移動経路にあたる倶知安農業高校では、正門前に生徒がデザインした歓迎看板と花壇の設置をしたり、シンポジウム会場前での雪だるまによるお出迎え(製作:くっちゃん21雪だるまの会)をしたりと、町をあげてさまざまなおもてなしを行いました。



1 会合出席者による記念撮影。倶知安農業高校提供の鉢植えとともに / 2 シンポジウムでのパネルディスカッション / 3 レセプションでは文字町長が英語で乾杯の発声を / 4 シンポジウム会場前で2体の雪だるまがお出迎え / 5 高級実務者級会合を見学する倶知安高校の生徒たち(左) / 6 倶知安農業高校に設置された看板と花壇

## おみせにカフェに酒造り 倶知安農高が行う地域に密着した取り組み

**農高生が日本酒造りに挑戦  
外国人とともに酒米を植える**  
倶知安農業高校が、(有)二世古酒造り関係機関と連携し、今年度から日本酒造りを始めました。この取り組みは、地域活性化に向けたもので、酒米栽培から日本酒のネーミングやラベルデザインまで、同校生徒が手掛けます。同校西村忠夫教諭は「生徒たちの斬新なアイデアと外国人が日本に求める『和』の融合で、素晴らしいものができれば」と話しています。

6月4日(火)には、その最初のステップとして同校2年生14名と外国人住民4名が協力して、田植えを行いました。



▲農高生らによる田植え(6月4日)

**農高のおみせ・カフェが今年もオープン**  
農高生が育てた野菜や加工した肉などを取り扱う農高のおみせとカフェ『Aggie's(アギーズ)』が、

営業日	おみせ	カフェ
7月11日(木)	●	●
7月25日(木)	●	
8月8日(木)		●
8月22日(木)	●	●
8月29日(木)	●	●
9月12日(木)	●	
11月7日(木)	●	●
11月14日(木)	●	
12月19日(木)	●	

【営業時間】  
カフェ:12時30分~14時  
おみせ:16時~16時40分

倶知安農業高校 ☎ 22-1148

今年度も同校敷地内で営業します。6月10日(月)、店内では13日(木)のオープンに向けた準備が進められ、同校2・3年生がカフェの店員となつて、来店した1年生を相手に、接客の練習を行いました。



▲農高のカフェで接客する生徒(6月13日)

おみせ・カフェともにオープン初日となった6月13日(木)、店内は多くのお客さんでにぎわっており、生徒たちの「いらっしゃいませ!」という元気な声が響いていました。

## 令和3年春完成目指し 役場庁舎の建設が始まりました

新しい役場庁舎の建設工事が始まり、6月3日(月)に、建設予定地である現役場庁舎南側で、安全祈願祭を行いました。設計者や施工者らによる鍬入れの儀などを行った後、文字町長は、約50名の参加者に対し、「長期にわたる工事となるが、事故なく終わることができるよう祈っている」と話しました。

今後、現庁舎を利用しながら工事を進め、新庁舎は令和3年ゴールデンウィーク明けからの利用を予定しています。工事期間中は、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力を願います。



▲新役場庁舎外観イメージ ▲文字町長による鍬入れの儀

総務課庁舎建設準備室 ☎ 56-8000

## みんなの手で町をきれいに クリーン作戦が行われました

4月から6月にかけて、町内各所において多くの町内会や団体、事業所などが清掃活動を行いました。今後も、団体などにおいて清掃活動を行う際は、住民環境課環境対策室へ届け出てください。回収用ゴミ袋をお渡しします。

**ご協力ありがとうございました**

- 全54団体・町内会
- 参加人数 2,705人 (大人2,300人 子ども405人)
- ごみ総重量 4,120kg



※6月12日現在  
スポーツ少年団クレーン作戦に集まった子どもたち(5月11日)

住民環境課環境対策室 ☎ 56-8008

保険証（国保・後期）の更新が始まります  
各種医療費助成の申請も受付中

国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証（橙色）などが新しくなります

新しい保険証は7月中旬に「簡易書留」で送付します。有効期限は令和2年7月31日までです。限度額適用認定証と標準負担額減額認定証の申請については手続きは7月24日(水)から

国保加入者で住民税課税世帯の方には、医療機関の窓口に提示することで、医療費が自己負担限度額までになる「限度額適用認定証」を交付します。また、75歳未満の国保加入者で住民税非課税世帯の方には、入院中の食費の減額を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

現在交付している認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も有効な認定証が必要な方は、改めて申請が必要です。なお、70歳未満（昭和19年8月2日～24年8月1日生）の方には、申請案内を7月中旬に送付します。

■持ち物／保険証、マイナンバー、印鑑  
※住民税非課税世帯の方で過去

12カ月間で91日以上入院した方は、入院期間が分かる領収書も※後期高齢者医療については本号折込チラシをご覧ください

医療費助成の申請受付中  
町では、「子ども医療費」など、医療費の一部を助成しています。

制度名	対象	助成範囲	自己負担額	必要書類など	所得制限
子ども医療	0歳～中学生	通院、入院	初診時一部負担金 ・医科 580円 ・歯科 510円	・子どもの健康保険証 ・印鑑	無し
重度心身障害者医療	・身体障害者手帳1、2級の方と3級の内部障がいがある方 ・重度の知的障がい（療育手帳A判定）と診断された方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方	通院、入院	【0歳～中学生】 初診時一部負担金 ・医科 580円 ・歯科 510円 【非課税世帯】 初診時一部負担金 ・医科 580円 ・歯科 510円 ・柔整 270円	・本人の健康保険証 ・身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など、障がいを証明できるもの ・印鑑	制限あり 所得制限あり 所得額が課税世帯の所得額を超過する場合は、所得制限あり
		通院	【課税世帯】 1割 ◇入院 月額上限額 57,600円（多数該当の場合 44,400円） ◇通院 月額上限額 18,000円（年額上限 144,000円）	・本人の健康保険証 ・戸籍謄本など、ひとり親家庭を証明できるもの ・印鑑 *18歳以上の子の特例の場合、在学証明書など扶養の状況を証明できるもの	
ひとり親家庭等医療	次のいずれかに該当する家庭で、18歳未満（18歳以上の特例有）の子と、その母か父 ・母子、父子家庭 ・両親がいない家庭 *両親のいずれかに重度の障がいがあるときは、対象になる場合有	【子ども】 通院、入院 【母か父】 入院	【課税世帯】 1割 ◇入院 月額上限額 57,600円（多数該当の場合 44,400円） ◇通院 月額上限額 18,000円（年額上限 144,000円）	・本人の健康保険証 ・戸籍謄本など、ひとり親家庭を証明できるもの ・印鑑 *18歳以上の子の特例の場合、在学証明書など扶養の状況を証明できるもの	所得制限あり 所得額が課税世帯の所得額を超過する場合は、所得制限あり

【注意】以下のものは助成対象になりません。  
●入院時の食事療養標準負担額および生活療養標準負担額  
●訪問看護療養費の基本利用料（療養費の1割）※ただし、中学生以下の受給者を除く  
→月額上限/住民税非課税世帯 8,000円、課税世帯 18,000円  
●健康保険で対象外の費用（予防接種、薬の容器、おむつなど）は自己負担です。  
◆すでに受給されている方へ  
有効期限が7月31日となっている受給者の方で、更新の要件に該当する方には7月31日までに新しい受給者証を送付します。  
☎福祉医療課保健医療室国保医療係（③番窓口） ☎ 56 - 8006

宿泊税導入に向けて  
説明会を開催

町は、世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、「宿泊税」を導入します。これは、町内の宿泊施設に宿泊した方が納める税金で、税率は宿泊料金の2割です。

町では、今年11月からの導入に向けて、さまざまな準備を進めており、6月3日(月)と7日(金)には、町内ホテルや中小企業センターで旅館業・住宅宿泊事業を営む方を対象とした説明会を開催しました。この説明会では、町の担当職員が、宿泊税の徴収事務や使途について説明した後、参加者からの質問などに答えました。

今後、定期的な説明会などを開催し、円滑な運用を目指します。



▲説明会の様子（6月3日）

外国語の119番通報  
対応範囲より広がる

羊蹄山ろく消防組合俱知安消防団のコンスタンティン・チェザル団員が6月3日(月)に俱知安消防署で、瀬尾武志団長から外国語通訳サポーターの辞令を受けました。

これは、年間約100件ある外国語の119番通報の内容を消防署が正確に把握し、迅速に対応するため、英会話が可能な職員や団員が三者接続により対応するもので、チェザル氏は同消防団4人目のサポーターとなりました。

チェザル氏は「通報者はパニックになっている場合が多いが、自分がコミュニケーションを取ることとで安心してもらいたい。その結果、困っている人を助けることができましたらうれしい」と話しました。チェザル氏は5カ国語での会話が可能で、今後、増えると思われる英語以外の外国語による119番通報対応において重要な役割を担います。



▲辞令を受けるチェザル氏（左）

不法投棄撲滅へ  
パトロールを実施

町と（公社）北海道産業資源循環協会後志支部では、不法投棄の防止と環境月間（6月）および全国ごみ不法投棄監視ウィーク（5月30日～6月5日）中の取り組みの一環として、毎年この時期に不法投棄パトロールを実施しています。

今年は6月1日(土)に実施され、町と町内の一般廃棄物収集運搬業許可業者から、合わせて14名が参加し、不法投棄の撲滅に向けて広く周知・啓発を図るために、不法投棄防止の啓発音声を通して広報を行い、約2時間かけて町内のパトロールと不法投棄物の回収を実施しました。

この日は、道路脇や林の中に捨てられていた自転車や生活系ごみなど重さ約30kgの不法投棄物が回収されました。

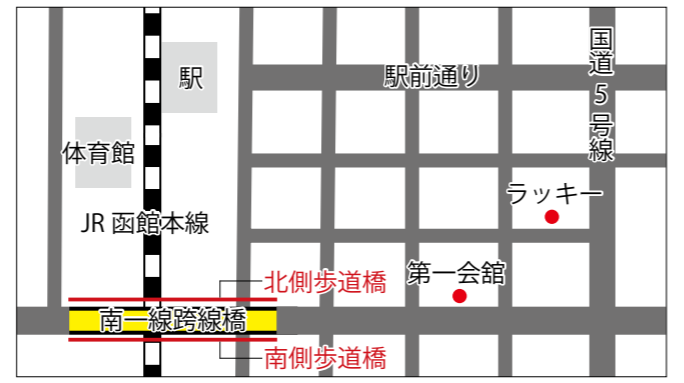


▲不法投棄物の回収作業の様子

通行止めにご理解を  
歩道橋の交通規制が行われます

北海道新幹線事業に伴い、南一線跨線橋歩道橋の改造工事を行います。期間は10月上旬からを予定し、始めに南側歩道橋が、続いて北側歩道橋が通行止めになりますが、両方の歩道橋が同時に通行止めになることはありません。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、北側歩道橋は工事により撤去され、その後は南側歩道橋のみ利用可能となります。



☎小樽建設管理部真狩出張所 ☎ 45 - 2136

8月3日・4日は俱知安駅前通りで  
第57回くっちゃんじゃが祭り

夏の一大イベント「くっちゃんじゃが祭り」が今年も開催されます。現在、官民協働による運営本部会でイベントの詳細や当日のスケジュールが話し合われている他、ポスターが町内各所に掲示されるなど、開催に向けた準備が着々と進められています。ぜひ会場へ足を運び、夏の思い出をつくりませんか。



くっちゃんじゃが祭り  
日程／8月3日(土)・4日(日)  
会場／俱知安駅前通り  
町内在住の画家徳丸滋さんが手掛けたポスター。中央には、ニセコの山々が描かれています。

■主催／くっちゃんじゃが祭り実行委員会  
☎同事務局（まちづくり新幹線課） ☎ 56 - 8012